

## 第 64 回監査・保証基準委員会有識者懇談会議事要旨（2022 年 9 月 26 日）

### I 日時：

2022 年 9 月 26 日（月）13:00～14:50

### II 場所：

日本公認会計士協会 4 階会議室／オンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 監査基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、青 克美、井上 隆、今給黎 真一、塩谷 公朗、弥永 真生、  
齊藤 貴文（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、佐藤 久史（専務理事）、藤本 貴子（担当副会長）、  
結城 秀彦（監査基準担当常務理事）、小林 尚明（監査・保証担当常務理事）、  
太田 稔（監査基準担当理事）、甲斐 幸子（IAASB ボードメンバー／テクニカルスタッフ）

### IV 議事要旨：

#### 1. 審議事項

##### (1) 監査基準委員会有識者懇談会内規の改正

監査基準担当常務理事から、監査基準委員会有識者懇談会内規の改正について説明がなされた。審議の結果、字句修正について議長一任にて承認された。

#### 2. 意見聴取

##### (1) 監査基準委員会報告書の改正

###### ① 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正

監査基準担当常務理事から、監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正（公開草案）の概要について説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 重要な懸念はないとの印象であるが、監査時間・被監査会社の負担の増加にならないよう効率性重視で対応してほしい。また、監査の手法・範囲が変わるのであれば前広に企業にも伝えて議論を行ってほしい。改正概要の資料では具体的な実務への影響が把握しづらい点がある。財務諸表の作成者側にも理解できるような資料を作成いただき、周知活動を行っていただきたい。

(意見への回答)

- 従来は、重要な構成単位と追加選択する構成単位に対して、どのようなリスクがあるか識別して手続を行っていたが、改正後は、リスク・アプローチで考えることになる。そのため、リスクを再整理してグループレベルのリスクの識別を行うことになる。その上で、リスクを拾い漏れている構成単位がないかを検討することになると思う。そのため、ゼロリセットではなく、これまで識別していたリスクをベースに、改正後の監査基準委員会報告書 600「グループ監査」(以下「改正監基報 600」という。)のアプローチに沿うように考えていくことになる。今後、実務上の影響についても検討したいと考えている。

○ 企業によって監査の進め方が異なるので企業と監査法人で事前の議論が必要である。ご指導お願いしたい。

○ 国際監査基準 (International Standard on Auditing : ISA) と日本の監査基準にギャップはないという理解で良いか。

(質問への回答)

- ご理解のとおりである。ISA 600 (改訂)<sup>1</sup>の内容は全て取り込む予定である。

○ 持分法適用会社についても適用対象となるとの記載があるが、現時点で分かる範囲で、監査手法等が変わるところがあるのであれば教えてほしい。

(質問への回答)

- 従来から持分法適用会社がグループ財務諸表に与える影響を考慮して、グループ監査の手続を実施してきたものとする。今後も、従来の監査手法と大きく変わることなく、持分法適用会社の財務諸表のリスクの影響度を勘案して、グループ監査の手続を実施することになると考える。

○ 現行でも、重要な構成単位ではないものの、金利や為替の変動を考慮してグローバルのインハウスバンキング拠点が構成単位として追加選択されたことがあった。今回の改正で重要な構成単位概念が廃止される後でも、このようなアプローチがあると考えてよいか。

(質問への回答)

- 現行でも重要な構成単位の財務諸表に対して一律にリスク対応手続を実施するだけでなく、リスクの高いと思われる構成単位を追加選択して監査手続を実施している。今回の改正により重要な構成単位概念が廃止されることにはなるが、現行の追加選択の考え方と概念的には大きく変わらずにアプローチが図られていくことと思われる。

---

<sup>1</sup> *International Standard on Auditing 600 (Revised) , Special Considerations—Audits of Group Financial Statements (Including The Work of Component AUDITORS)*

- グループ監査人の責任が相当程度強調されているが、構成単位の監査人からの協力がますます重要になると考える。構成単位の監査人の協力の在り方についても説明・浸透が必要と考える。

(意見への回答)

- 財務諸表作成側の持分法適用会社に対する持分割合が低い場合、構成単位の監査人の協力について、実務上で苦勞が生じてしまう可能性があるとして理解している。情報及び人へのアクセス制限がされる可能性もあり、その場合の対応については改正監基報 600 の適用指針にも定められているところである。

- ② 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務における審査」の新設、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正及び倫理規則の改正に伴う各公表物の適合修正の概要  
監査基準担当常務理事から、上記の適合修正の概要について説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 適合修正により各基準間の不整合が解消し、学生や社会一般の方々の理解も進むと思う。

### (2) IAASB の活動状況

#### ① IAASB12 月ボード会議後のアップデート

監査基準担当理事から、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）の 12 月ボード会議後のアップデートについて説明がなされた。

#### 【主なご意見】

##### <サステナビリティ/ESG 情報の保証>

- 開示基準自体が国際的にも開発途上であり、日本企業の実務も慣れていない状況において、保証についてイメージがわからない状況である。国内の議論に繋がるのであれば、実務の定着度も勘案する必要がある。一方で、国際的な基準開発には遅れることなく参画・対応していかなければならない。保証基準開発について、国内の様々なステークホルダーの意見を取りまとめ、オールジャパンでの意見発信が必要となる。このような体制整備も検討いただきたい。
- タイミングを捉えながらスピーディーに検討を行い、なおかつ、国内の関係者の意見を上手く集約しながら意見発信していくことが重要である。積極的な対応をお願いしたいが、開示基準も議論が進展している状況であるため、タイミングについても考慮しながら適切な対応を行っていただきたい。

(意見への回答)

- 開示実務は急速に進展していくと考えられる。開示基準開発の内容も考慮しつつ、関係各所のご意見を反映した上でタイムリーかつ前広に意見発信していきたい。

- 国際保証業務基準（International Standard on Assurance Engagements：ISAE）3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」（以下「ISAE 3410」という。）に対応する日本基準が起草されていないとのことだが、現状では様々な企業に関連する情報を開示している。保証業務については、どの基準に準拠して実施されているのか。日本基準が起草されていない背景があれば教えてほしい。また、今後の日本基準の開発の予定があるかご教示いただきたい。

（質問への回答）

- 当該保証業務については、日本基準が起草されていないため、ISAE 3410に準拠していると思われる。
- 日本基準の起草作業は、ニーズの高い基準から進めているところである。ISAE 3410については保証業務を実施する目的の多くが海外向けの情報提供である。そのため、日本基準のニーズという観点で考えると、比較的優先度が低いと判断したため、日本基準の起草を行っていない。現在はIAASBにおいて国際的なサステナビリティの一般基準の策定が検討されているため、そちらを優先する可能性がある。今後もニーズを考慮しながら検討していきたい。

#### <継続企業（ISA 570）>

- 継続企業の会計基準については、2018年に協会より企業会計基準委員会（ASBJ）の企業会計基準諮問会議へテーマ提案がなされたが、2019年に検討テーマから除外されて開発が中止となっている状況と理解している。開発中止となった経緯も踏まえながら対応していく必要がある。なお、継続企業的前提に問題がない企業が大半であるため、過度な負荷をかけることには懸念がある。

- 協会としては、今後も会計基準開発に向けて積極的に働きかけを行っていく予定か。

（質問への回答）

- IAASBから継続企業の評価期間の始点等について問題提起がされたことも踏まえて、関係各所と協議の上で会計基準開発に向けて働きかけを進めていきたい。
- 会計基準開発について企業会計基準委員会（ASBJ）へ再提案という形になると思うが、過去にご指摘いただいた点や開発中止の経緯を整理した上で進める必要があると認識している。関係各所と改めて議論した上で検討したい。

- 過去の会計基準の検討経緯を踏まえながら対応していく必要があると思うが、継続企業的前提の判断が全て監査人側の判断に依拠するのは正しいとは言えない。経営者側で主体性を持って継続企業的前提を判断し、監査人がチェックするという仕組みが必要と考える。負担感への考慮も必要であるが、経営者の判断も重要になる。

#### ② ISA700（財務諸表に対する意見の形成と監査報告）及びISA260（ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション）の公開草案の概要

監査基準担当理事から、ISA 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」及びISA 260「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」の改訂公開草案の概要について説

明がなされた。

### 3. 報告事項

(1) 日本版 EER 保証業務ガイドンスの検討状況（資料配付）

(2) 品質管理基準委員会報告書等相談窓口の設置（資料配付）

(3) 保証業務に関する周知活動

監査・保証担当常務理事から、保証業務に関する周知活動について説明がなされた。

**【オンラインセミナー概要】**

セミナー名：ゼロからわかる保証業務

日 時：2022年9月30日（金）13：00－15：00

場 所：オンライン配信

※後日、アーカイブ配信予定です。

(4) 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正検討の状況（資料配付）

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail：kansa@sec.jicpa.or.jp

以 上